

2.4 水道施設の概要

3) 配水池及びポンプ場 (水道ビジョンP17)

表2.12 上水道における配水池及びポンプ場の状況

基準日：令和5年度

区分	地区	水源系統	施設名	築造 年度	経過 年度	耐用 年数	有効 容量 (m³)	施設の 耐震性		
上水道	大町	居谷里 水 系	三日町配水池 1	T13	99	60	691.6	低		
			三日町配水池 2	S35	63	60	620.0	低		
			三日町配水池 3	S43	55	60	775.0	低		
			松崎配水池	H10	25	60	1,044.0	高		
			曾根原配水池	H 1	34	60	100.0	中		
			宮本配水池 1	S32	66	60	36.8	低		
			宮本配水池 2	S52	46	60	104.0	低		
		矢沢水系	源汲配水池	S30	68	60	40.0	低		
			源汲ポンプ室	H 8	27	50	—	—		
			猫塚配水池	H 6	29	60	121.6	中		
			第 1 配水池 1	S43	55	60	202.5	低		
			第 1 配水池 2	S52	46	60	412.5	低		
			第 1 配水池 3	S50	48	60	206.3	低		
			第 3 配水池	H16	19	60	1,410.0	高		
			稲尾配水池	H18	17	60	96.0	高		
			犬の窪配水池	S43	55	60	480.0	低		
			常盤高区配水池	H 3	32	60	1,061.0	中		
			常盤中区配水池	H13	22	60	1,000.0	高		
			常盤低区配水池 1	S29	69	60	75.6	低		
			常盤低区配水池 2	S61	37	60	162.0	中		
		白沢水系	白沢高区配水池	S45	53	60	192.0	低		
			白沢低区配水池	S45	53	60	432.0	低		
		上白沢 水 系	第 2 配水池 1	S49	49	60	1,060.9	低		
			第 2 配水池 2	S30	68	60	500.0	低		
		崩沢水系	崩沢配水池	S30	68	60	32.0	低		
		南平水系	南平配水池	R 4	1	60	90.0	高		
		全配水池容量							10,945.8	
		耐震性高配水池容量							3,640.0	
		耐震性中配水池容量							1,444.6	
		耐震性低配水池容量							5,861.2	
		耐震化率(%)=耐震性高配水池容量/全配水池容量) × 100							33.3%	

4) 管路 (水道ビジョンP19)

項 目	導・送水管 (m)	配水管 (m)	計 (m)
上水道	61,551.9	296,575.1	358,127.0

※令和5年度末実績値

4.4 危機管理への対応
2) 施設の耐震化状況 (水道ビジョンP51)

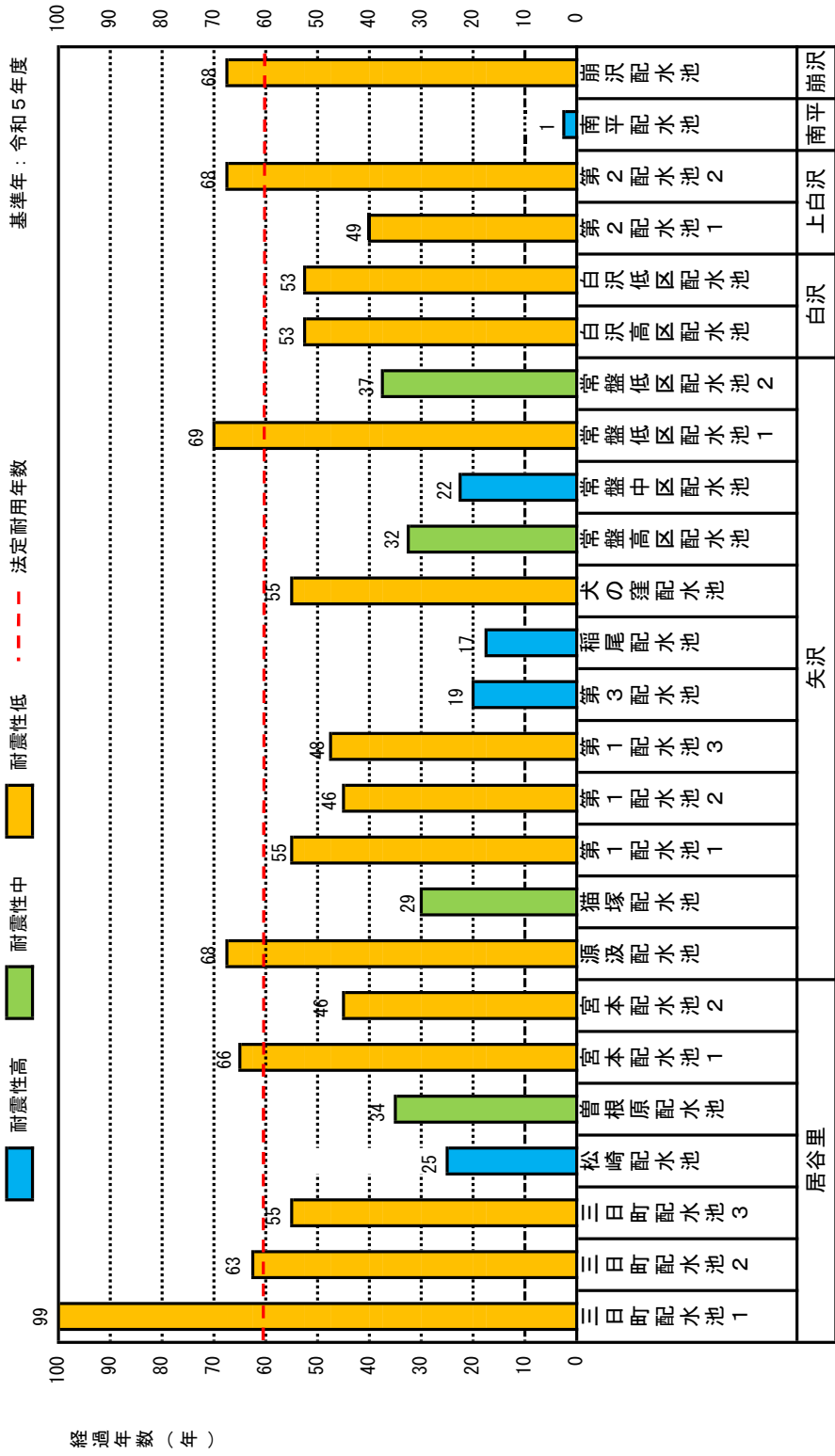


図4.26 上水道における配水池の耐震化状況

2) 施設の耐震化状況 (水道ビジョンP53)

管路区分	耐震管 (m)	耐震適合管 (m)	非耐震管 (m)	計	施設別 (%)	耐震化率 (%)	耐震適合率 (%)
導・送水管	10,800.2	15,215.6	35,536.2	61,552.0	17.2	17.5	24.7
配水管	20,775.1	109,367.6	166,432.4	296,575.1	82.8	7.0	36.9
計	31,575.3	124,583.2	201,968.6	358,127.1	100.0	8.8	34.8

※令和5年度末実績値

表4.5 上水道における施設別管路延長

4.5課題の整理（水道ビジョンP56）

2) 安全な水の供給

○水源クリプトスポリウム等（対塩素性病原生物）による汚染対策に伴い、水質監視体制の強化や浄水処理対応が求められています。
上水道2か所（居谷里、南平）、における水源汚染対策が必要です。

3) 危機管理への対応

- 本市は、糸魚川－静岡構造線活断層帯の上に位置し、地震による大きな被害が懸念されるため、災害に強い水道施設が求められています。
- 配水池の耐震化率は、上水道で33.3%と県内平均値の36.8%より低い値を示しています。
- 計画年度内に法定耐用年数を超える施設は、上水道の配水池12か所であり、計画的な更新に向けた検討が必要です。施設の長寿命化や、重要度が高い施設の更新前倒し等による更新需要の平準化等を図る必要があります。
- 管路の耐震化率は、上水道で8.8%（耐震適合率34.8%）、と低いため、優先度を考慮した耐震化の推進が急務となっています。
- 今後10年以内に耐油年数を超える累計管路延長は、上水道で136kmとなり、将来、多額の更新費用がかかることが予想されます。

6 推進する施策（水道ビジョンP60-66）

6.1 安全で安心な水道水の安定的な供給

主要施策：水道の水質保全・・・水源水質及びクリプトスポリウム等の対策

6.2 災害に強い強靱な水道

主要施策：災害時等の対策の充実・・・水道施設の計画的な耐震化（更新）の推進、災害時における給水の安定確保
老朽化施設及び管路の計画的で効率的な整備・更新

6.3 水道サービスの持続

主要施策：水道施設の計画的な更新・・・老朽化施設の計画的な更新

7.1 事業計画

1) 事業計画及びスケジュール (水道ビジョンP69・P70)

表7.1 事業計画及びスケジュール

地区	施策目標	実施施策	工 種 別																
上水道	安全	クリプトスポリジウム対策 及び水源水質事業	居谷里水源（急速ろ過+紫外線処理）	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033		
	強 韌		南平水源（膜ろ過処理）																
			三日町配水池 Ve=1,900㎡																
		第1配水池 Ve=821.3㎡														R17まで継続予定			
		南平配水池 Ve=90㎡																	
		崩沢配水池 Ve=70㎡																	
		第2配水池 Ve=1,560.9㎡																	
		三日町配水池緊急遮断弁																	
		第1配水池緊急遮断弁															R17着手予定		
		第2配水池緊急遮断弁																	
		第1配水系減圧弁1か所（新設）																	
		松崎配水系減圧弁2か所（新設）																	
		松崎配水系配水管φ150 L=1,103m																	
		常盤高区系減圧弁1か所（新設）																	
		第2配水系配水管φ200 L=586m（新設）																	
		持続	機械装置及び電気計装設備の更新																
			管路の更新（重要給水施設管路、老朽管の更新）																
	常盤低区系配水管φ75 L=393m（新設）																		
	常盤低区系減圧弁1か所（新設）																		
		崩沢配水管φ150 L=2,750m（新設）																	

○収益的収支

(単位：千円)

年度 区分			令和３年度 決算	令和４年度 決算	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	説明
収益的収支	収益的収入	1. 営業収益	419,091	420,331	412,749	425,494	421,341	417,189	413,188	409,189	主たる営業活動として行う財貨・サービスの対価としての収入
		(1) 料金収入	394,986	394,238	388,699	384,482	380,265	376,048	371,982	367,916	水道施設の使用について徴収する使用料
		(2) その他	24,105	26,093	24,050	41,012	41,076	41,141	41,206	41,273	料金収入以外の営業活動に伴う収入
		2. 営業外収益	95,236	97,572	103,067	104,727	104,351	106,101	105,120	103,427	主たる営業活動以外の財務活動から生じる収入
		(1) 受取利息及び配当金	2,995	3,137	4,062	4,062	4,062	4,062	4,062	4,062	預金、貸付金または公社債等の利息
		(2) 他会計補助金	305	276	705	609	609	609	609	609	一般会計等から当事業に対して支払われる補助金及び繰入金
		(3) 原水供給収益	32,850	33,400	33,804	33,804	33,804	33,804	33,804	33,804	原水の供給に対する使用料
		(4) 長期前受金戻入	57,823	59,114	61,868	63,624	63,248	64,998	64,017	62,324	補助金、繰入金等の減価償却見合分を順次収益化するもの
		(5) 雑収益	1,263	1,645	2,628	2,628	2,628	2,628	2,628	2,628	営業外収益のうち上記以外の収益
		経常収益 (A)	514,327	517,903	515,816	530,221	525,692	523,290	518,308	512,616	営業収益と営業外収益の合計
	収益的支出	1. 営業費用	363,982	390,962	397,013	422,974	423,174	427,476	424,549	424,235	主たる営業活動から生じる費用
		(1) 職員給与費	41,503	46,020	46,349	37,254	37,377	37,500	37,625	37,752	損益勘定所属職員に人件費
		(2) 経費	77,991	93,097	86,474	117,823	118,217	118,613	119,013	119,417	営業活動から生じる費用のうち給与費以外の費用
		(3) 減価償却費	242,594	250,203	259,653	263,360	263,043	266,826	263,374	262,529	資産の購入金額を耐用年数にわたって定期的に費用として配分される金額
		(4) 資産減耗費	1,271	1,023	3,695	3,695	3,695	3,695	3,695	3,695	固定資産除却費とたな卸資産減耗費の合計
		(5) その他営業費用	623	619	842	842	842	842	842	842	営業費用のうち上記以外の費用
		2. 営業外費用	24,295	20,254	16,325	12,778	9,619	8,645	8,084	8,052	金融財務活動に要する費用及び主たる営業活動以外の活動から生じる費用
		(1) 支払利息	24,295	20,254	16,325	12,778	9,619	8,645	8,084	8,052	過去に借入れた企業債に係わる支払利息
		(2) 雑支出	0	0	0	0	0	0	0	0	営業外費用のうち、支払利息以外の費用
		経常費用 (B)	388,277	411,216	413,338	435,752	432,793	436,121	432,633	432,287	営業費用と営業外費用の合計
	経常損益 (C)=(A)－(B)		126,050	106,687	102,478	94,469	92,899	87,169	85,675	80,329	経常収益から経常費用を差し引いた額
	特別利益 (D)		2,175	1	0	0	0	0	0	0	経常的な経営活動とは直接関わりのない特別な要因で発生した臨時的な利益
	特別損失 (E)		531	1,210	1,259	1,259	1,259	1,259	1,259	1,259	経常的な経営活動とは直接関わりのない特別な要因で発生した損失
	特別損益 (F)=(D)－(E)		1,644	△ 1,209	△ 1,259	△ 1,259	△ 1,259	△ 1,259	△ 1,259	△ 1,259	特別利益から特別損失を差し引いた額
	当年度純利益（又は純損失）(G)=(C)－(F)		127,694	105,478	101,219	93,210	91,640	85,910	84,416	79,070	経常損益と特別損益の合計
	(参考) 給水原価（円／m³）		125.6	134.7	135.8	145.4	146.0	148.3	148.9	151.1	水道水を1m³作るために必要とする経費
	(参考) 供給単価（円／m³）		150.4	151.0	150.6	150.6	150.6	150.6	150.6	150.6	水道水1m³あたりに得られる収益
	(参考) 料金回収率（％）		119.7%	112.1%	110.9%	103.6%	103.2%	101.6%	101.1%	99.7%	給水にかかる費用がどの程度水道料金で賄えているかを表す指標

みんなで創る 新しいまち



この資料は、住民説明会で使用します。
説明会に出席の際は、ご持参ください。

大北地域任意合併協議会

8. 上水道

当面、上水道事業（大町地区）と公営簡易水道事業（八坂・美麻地区）の2本立てで運営しますが、将来的に（15年後を目処に）両事業の統合を目指します。

大町市上水道の水道料金は現行のままとし、八坂村・美麻村の簡易水道は事業と会計を統合し、水道料金は美麻村の例とします。

メーター検針と料金徴収は、大町市の例に統一し、隔月検針・隔月徴収とします。隔月検針・隔月徴収とは、奇数月に検針し偶数月に徴収、または、偶数月に検針し奇数月に徴収することです。

大町市の上水道事業は、企業会計で料金収入による独立採算制で運営されていますが、八坂村・美麻村の簡易水道事業は特別会計で運営され、歳入不足分は引き続き新市の一般会計から補填されます。

量水器は、合併時に大町市の例により統一し、使用料は無償とします。

【一般家庭用13mmメーターの場合の料金比較表】

区分	大町市		八坂村		美麻村	
	現行	新市	現行	新市	現行	新市
基本料金（10m ³ まで）	1,200円	1,200円	1,700円	1,700円	1,700円	1,700円
超過料金（1m ³ につき）	140円	140円	250円	150円	150円	150円
量水器使用料	0円	0円	100円	0円	150円	0円

※上表の現行料金については、大町市・美麻村は税抜、八坂村は税込となっています。また、新市の料金については、税抜料金となっています。

【モデルケース】水道料金試算表

13mmメーターで月20m³使用の平均的家庭の月額料金（税込）

区分	大町市		八坂村		美麻村	
	現行	新市	現行	新市	現行	新市
使用水量（20m ³ ）	2,730円	2,730円	4,300円	3,360円	3,510円	3,360円

水道関係手数料・給水分担金・工事負担金は、合併時に大町市の例により統一します。

【給水分担金比較表】

区分	大町市	八坂村	美麻村	新市
13mm	31,500円	175,000円	170,000円	31,500円
20mm	84,000円	175,000円	215,000円	84,000円
備考		常時使用か所は口径に関わらず利用料金は一定	営業用などの場合は別に料金設定あり	